

松山市U I Jターン保育士支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士及び保育教諭を確保するため、U I Jターンにより市内で新たに勤務する保育士の資格を有する者に対し、愛媛県と本市が連携して予算の範囲内で実施する、松山市U I Jターン保育士支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(2) U I Jターン 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛媛県外から市内へ転居すること。

イ 愛媛県外から愛媛県内の指定保育士養成施設へ進学し、保育資格を取得して、市内に定住すること。

(3) 保育所等 次に掲げるいずれかの施設であって、市内に所在するものをいう。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

イ 法第39条第1項に規定する保育所

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 市内の保育所等に新たに勤務する者

(3) 市内の保育所等において、1日6時間以上かつ月20日以上を常態として保育業務に従事する者

(4) 次のいずれかを満たす者

ア 市内の保育所等に就職するために、前条第2号アに規定する転居をした者

イ 前条第2号イに規定する進学及び定住をした者であって、愛媛県内の指定保育士養成施設を卒業後、市長が別に定める期間内に市内の保育所等に勤務した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象者としな

(1) 保育所等を運営する事業主の都合によって、市内の保育所等に転勤することとなった者

(2) 補助金の交付を受けたことがある者

(3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市長が別に定める期間における次に掲げる費用であって、市内の保育所等で勤務を開始するために要したものである。

(1) 引越費用

(2) 家賃（賃料、礼金、共益費及び管理費に限る。）

(3) 生活用品購入費（消耗品の購入費用を除く。）

(4) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、20万円と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松山市UIJターン保育士支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を松山市UIJターン保育士支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた者は、補助金の請求ができるものとする。

2 前項の規定により請求を行う者は、松山市U I Jターン保育士支援事業補助金請求書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要と認めるときは、申請者に書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。この場合において、申請者は、当該提出、報告及び調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。